手続きチェックシート　北区から京都市外へ転出される方へ

R4.9

新しい住所に住み始めた日から１４日以内に転入先の市町村に転入届を出してください。

転入届には、次のものをご持参ください。

①転出証明書（＊）　②印鑑 ③届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、保険証等）

④特別永住者証明書・在留カード等（外国籍の方）

⑤その他下記項目の手続き上必要なもの

＊マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方（同時に転出する同一世帯の方がお持ちの場合も含みます）が転出届をされる際には、原則として転出証明書を交付しません。転入届出時にマイナンバーカード・住民基本台帳カードを提示し、暗証番号を入力することで転入届が行えます。

■転出(予定)日以降は、京都市には住んでおられないものとして取り扱いすることになります。

■転出を取りやめる場合は、「転出証明書」と届出人の本人確認ができる書類（運転免許証等）をお持ちください。

市外転出届に伴うその他の手続きはお済みですか？

項目		チェック欄	手続き	窓口番号	担当課
印鑑登録			転出（予定）日をもって京都市での登録は無効になりますので、印鑑登録証（カード）をお返しください。印鑑登録証（カード）が必要な方は、転入先で新たに印鑑登録の手続きをしてください。 転出（予定）日の前日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、印鑑登録証（カード）と転出証明書をご持参ください。	1階 5、6番	市民窓口課
マイナンバーカード 住民基本台帳カード			市外へ転出されても転出先で手続きをすることにより、引き続きご利用いただけます。詳しくは、転出先にご確認ください。		
国民健康保険			転出（予定）日をもって京都市での資格はなくなりますので、北区の被保険者証はお返しください。転入先で新たに加入手続きをしてください。 保険料の精算についてご説明いたします。	1階 3番	保険年金課
介護保険			「６５歳以上のすべての方」及び「４０歳以上６５歳未満で被保険者証をお持ちの方」は、被保険者証をお返しください。転出（確定）日をもって京都市での資格がなくなりますので、その前日まで有効の資格者証をお渡しします。 保険料の精算（還付等）についてご説明いたします。 要支援・要介護認定を受けていた方は、受給資格証明書をお渡ししますので、それを持って転出先へ提出してください。	1階 16番	健康長寿推進課 （高齢介護保険担当）
年金	国民年金		［第１号被保険者の方］ 転出の際に必要な手続きはありません。 ※海外に転出する場合で、任意加入を希望される方は、手続きが必要です。 ※厚生年金や共済年金に加入されている方やその方に扶養されている配偶者の方はお勤め先にお問い合わせください。	1階 1番	保険年金課
高齢の方	後期高齢者医療		転出（予定）日をもって京都市での資格はなくなりますので、北区の被保険者証はお返しください。転入先で新たに加入手続きをしてください。 保険料の精算についてご説明いたします。	1階 3番	保険年金課
	敬老乗車証		70歳以上で、交付を受けておられた方 転出（予定）日をもって京都市での資格はなくなりますので、京都市の乗車証はお返しください。	1階 16番	健康長寿推進課 （高齢介護保険担当）
	老人医療		65～69歳で交付を受けておられた方 転出（予定）日をもって京都市での資格はなくなりますので、医療受給者証はお返しください。		

	項目	ﾁｪｯｸ欄	手続き	窓口番号	担当課
子育て	児童手当		受給されていた方は資格消滅等の手続きが必要です。転入先の市区町村で、新たに申請手続きをしてください。 ＊児童手当、子ども医療の受付は京都市子ども家庭支援課分室（烏丸御池）にて行っていますが、区役所・支所においても申請書等を提出していただけます。＊マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンライン申請も可能です。	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室 （子育て推進担当）
	子ども医療		受給者証をお持ちの方 転出日をもって京都市での資格はなくなりますので、京都市の子ども医療費受給者証はお返しください。		
	母子健康手帳		交付を受けておられた方	西庁舎 1階 18番	子どもはぐくみ室 （子育て相談担当） （電話でも可）
	新生児等訪問		生後４か月までの保護者の方		
	乳幼児健康診査		３歳３か月児までの子どもの保護者の方		
くらし	飼犬の登録		生後91日以上の犬を飼っておられる方	新住所地の市町村に届け出てください。	

（その他の保健福祉関係手続き）

項目	窓口番号	担当課
重度障害老人健康管理費	1階 1番	保険年金課
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手当 重度心身障害者医療(障害者医療) 自立支援医療(更生医療) 自立支援医療(精神通院) 京都市心身障害者扶養共済 障害福祉サービス等	西庁舎 1階 17番	障害保健福祉課 （障害難病支援担当）
ひとり親家庭等医療 児童扶養手当 小児慢性特定疾病医療費助成制度 自立支援医療(育成医療)	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室 （子育て推進担当）

北区から国外転出される方へ

項目	ﾁｪｯｸ欄	手続き	窓口番号	担当課
マイナンバーカード		国外転出の処理をします。	**1階 5、6番**	**市民窓口課**
印鑑登録		転出（予定）日をもって京都市での登録は無効になります。転出（予定）日の前日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、印鑑登録証（カード）とパスポートを持参してください。		
国民健康保険 後期高齢者医療		転出（予定）日の翌日をもって京都市での資格はなくなりますので、被保険者証は使用できません。 保険料の精算についてご説明いたします。	**1階 3番**	**保険年金課**
介護保険		「６５歳以上のすべての方」及び「４０歳以上６５歳未満で被保険者証をお持ちの方」は、被保険者証をお返しください。転出（確定）日の翌日をもって京都市での資格がなくなりますので、転出日まで有効の資格者証をお渡しします。 保険料の精算（還付等）についてご説明いたします。	**1階 16番**	**健康長寿推進課 （高齢介護保険担当）**
国民年金		任意加入を希望される方は、手続きが必要です。	**1階 1番**	**保険年金課**
児童手当		受給されていた方は、資格消滅等の手続きが必要です。 ※児童手当、子ども医療の受付は京都市子ども家庭支援課分室（烏丸御池）にて行っていますが、区役所・支所においても申請書等を提出していただけます。	**西庁舎 1階 19番**	**子どもはぐくみ室 （子育て推進担当）**

○　国外で国政選挙に投票するための在外選挙人名簿への登録について、国外転出前の申請を希望される有権者の方は、区の選挙管理委員会事務局までお越しください。
支所・出張所では申請の受付はできません。
なお、国外転出後に、出国先の在外公館等にて申請することも可能です。

※　このシートで例示した以外の手続きが必要な場合があります。

国外から日本国内に転入する際の手続

新しい住所に住み始めてから１４日以内に、以下のものを持参のうえ、新住所地の市区町村で手続きをしてください。

① パスポート（転入する方全員）
② 印鑑（署名できない方のみ）
③ 戸籍謄本又は抄本
④ 戸籍の附票

ただし、本籍地の市区町村に転入する場合は、パスポートと印鑑（署名できない方のみ）のみご持参ください。

その他、電気、ガス、水道、電話、郵便局、ＮＨＫ等にも連絡や手続きが必要です。

その他の生活関連機関お問い合わせ先

種　別	関　係　機　関　名	電話番号
電気	関西電力(株) 京都営業所	0800-777-8031
都市ガス	大阪ガス(株) お客さまセンター	0120−89−4817
水道	上下水道局お客さま窓口サービスコーナー	６７２−７７７０
家庭ごみ	北部まち美化事務所	７２４−８８８１
大型ごみ	生活環境美化センター	0120−100−530
持込みごみ	東北部クリーンセンター	７４１−９０７３
し尿	生活環境美化センター	６９１−４４３７
市税（納税相談）	市税事務所納税室　納税第１担当	２２２−３４４１
軽自動車税 （原付の登録・廃車）	軽自動車税事務所（分室）	２１３−５４６７
厚生年金・国民年金	上京年金事務所	４１５−１１６５
郵便局	京都北郵便局	４９３−０３８３

各部署の電話番号

部署名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
地域力推進室　総務・防災担当	京都市北区紫野東御所田町 33番地の1 （代表番号）075−432−1181	４３２−１１９７	４３２−０３８８
地域力推進室　まちづくり推進担当		４３２−１２０８	４３２−３２８２
市民窓口課		４３２−１２４７	４３１−４６３１
京都市マイナンバーカードセンター 北区役所交付コーナー		７４６−６８５５	２３１−４５０７
健康長寿推進課 （高齢介護保険担当）		４３２−１３６４	４３２−１５９０
障害保健福祉課		４３２−１２８５	４５１−０６１１
生活福祉課		４３２−１３０９	４１４−１２１７
保険年金課		４３２−１２５７	４３２−４４６２
子どもはぐくみ室		４３２−１２８４	４５１−０６１１
医療衛生コーナー		７４６−７２１１	２５１−７２３６
北エコまちステーション		３６６−０１５５	３６６−１３７２
北部農業振興センター		３６６−２０１０	３６６−２４５３
小野郷出張所	京都市北区小野下ノ町100番地	４０６−２００４	４０６−２６１７
中川出張所	京都市北区中川北山町46番地の２	４０６−２３４０	４０６−２６２０
雲ケ畑出張所	京都市北区雲ケ畑中畑町176番地	４０６−２００１	４０６−２６２３

この印刷物は、不要になりましたら**「雑がみ」**としてリサイクルできます。

京都市北区役所